

香川県条例第39号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(香川県地球温暖化防止活動推進センター等への支援)</p> <p>第98条 県は、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項</u>の規定により知事が指定した香川県地球温暖化防止活動推進センターが、地球温暖化対策を担う中核的な支援組織として、県民、事業者及び民間団体の地球温暖化対策への積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項</u>の規定により知事が委嘱した香川県地球温暖化防止活動推進員が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。</p>	<p>(香川県地球温暖化防止活動推進センター等への支援)</p> <p>第98条 県は、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項</u>の規定により知事が指定した香川県地球温暖化防止活動推進センターが、地球温暖化対策を担う中核的な支援組織として、県民、事業者及び民間団体の地球温暖化対策への積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律第23条第1項</u>の規定により知事が委嘱した香川県地球温暖化防止活動推進員が、地域における地球温暖化対策を指導する役割を果たすことができるよう、その支援に努めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。